

ハイライト:

- ・年調減税事務・扶養控除等申告書について取り上げます。
- ・両立支援等助成金について取り上げます。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

今年是不安定な天候により突然の雷雨が各地で多く発生しました。まだまだ暑い日が続きそうですので体調管理には十分お気をつけ下さい。

第99号では、年末調整関係、両立支援等助成金を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。



目次:

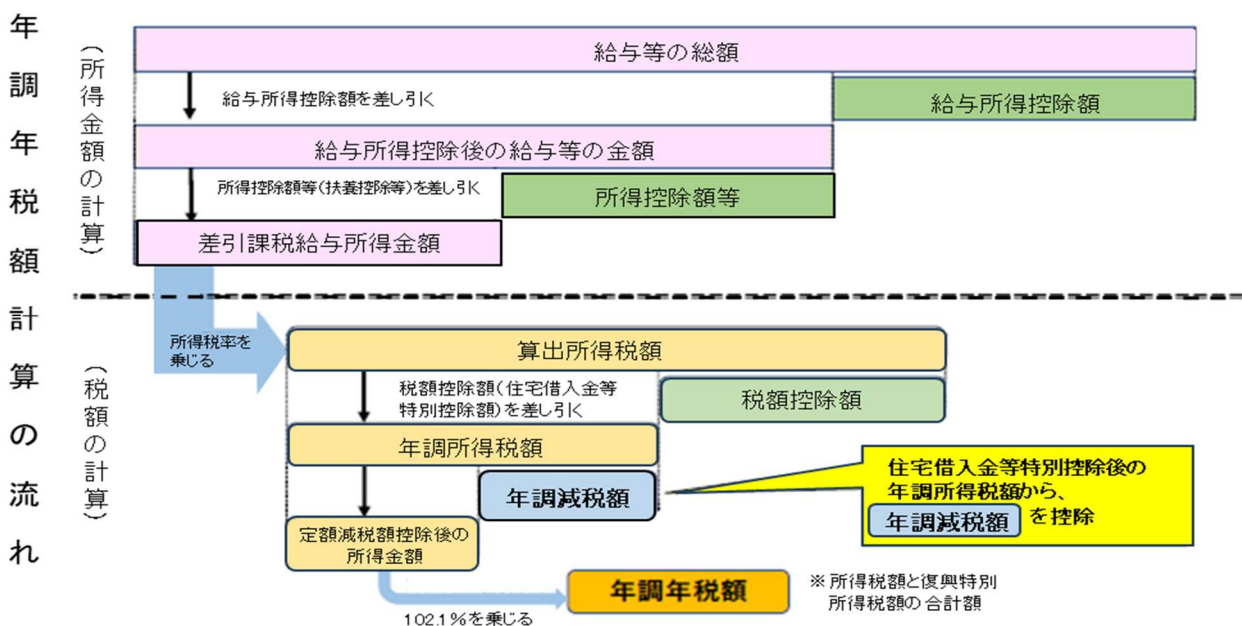
ご挨拶	1
令和6年度の年調減税事務について	1
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書について	2
両立支援等助成金について	2

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

令和6年度の年調減税事務について

令和6年6月1日に在職している従業員等の給与・賞与から定額減税をスタートされていると思います。12月に入ると年末調整の時期となりますが、令和6年度の年末調整は年調減税を行うこととなりますので、事前にシステム等のご確認をお願い致します。

年調減税事務は、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行います。ただし、基礎控除申告書により合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方については、年調減税は行いません。



< 出典: 国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」 >

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書について

令和5年度税制改正で、前年までに提出を受けた「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」について、記載すべき事項に異動がない場合には、「簡易な申告書」を提出することができるようになりました。令和7年1月1日以後に支払いを受ける給与等で提出する「扶養控除等(異動)申告書」から適用になります。一般的には、令和6年分の年末調整を行う時期に提出を受けることになります。簡易な申告書を提出する場合には、氏名、住所、マイナンバーを記載し、余白に前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない旨を記載して提出します。

< 出典: 国税庁「簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ」>

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 給与の支払者の 名称(氏名)	(フタゴダテ) あなたの氏名	あなたの生年月日 期・大・期 年 月 日	あなたの住所 〒 市 区 町 丁目 番 号
税務署長 給与の支払者の 法人(個人)番号	あなたの個人番号	あなたの配偶 氏名	あなたの住所 (郵便番号)
市区町村長 給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 支 延 号	配偶者の有無 有・無	有・無

扶

前年から
異動なし

両立支援等助成金について

両立支援等助成金は、仕事と育児・介護等を両立しやすい職場環境に取り組む事業主を支援する助成金です。令和6年1月に新設された「育児中等業務代替支援コース」は、育児休業取得者の業務を代替する労働者に手当を支給した場合や代替要員を新規雇用した場合等に助成されるコースとなっています。

制度	対象となる場合	支給額
手当支給等 (育児休業)	育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合	以下①②の合計額を支給(最大125万円) ①業務体制整備経費: 5万円(育休1か月未満: 2万円) ②手当支給総額の3/4 ※上限10万円/月、12か月まで (フナチナぐるみ認定事業主は4/5に割増)
手当支給等 (短時間勤務)	育児のための短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合	以下①②の合計額を支給(最大110万円) ①業務体制整備経費: 2万円 ②手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
新規雇用 (育児休業)	育児休業取得者の代替要員を新規雇用(派遣受入含む)で確保した場合	代替期間に応じた額を支給 最短: 7日以上14日未満 9万円 最長: 6か月以上 67.5万円 (フナチナぐるみ認定事業主は支給額を加算)

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15

ウイン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル3F

電話 048-816-6180

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp

< 出典: 厚生労働省「令和6(2024)年度 両立支援等助成金の制度変更内容等をお知らせします」>

令和6年4月に新設された「柔軟な働き方選択制度等支援コース」は、育児をしながら柔軟に働ける制度を複数導入し、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」を作成することで制度の利用及び利用後のキャリア形成を円滑に支援する方針を社内に周知し、開始から6ヶ月間で一定基準以上の制度利用実績等があった場合に助成されるコースとなっています。

制度名称	フレックスタイム制/ 時差出勤制度	育児のためのテレワーク等	短時間勤務制度	保育サービスの手配・費用補助制度	子の養育を容易にするための休暇制度/ 法を上回る子の看護休暇制度
導入すべき 主な内容	始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定/ 始業・終業の1時間以上の繰り上げ・繰り下げ	勤務日の半数以上利用可能 時間単位利用可能	1日1時間以上の所定労働時間短縮 1日6時間以外の短縮時間も利用可能	一時的な保育サービスを手配し、サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助	有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度
利用実績の基準	合計20日以上制度利用			労働者負担額の5割以上かつ3万円以上、または10万円以上の補助	合計20時間以上取得

< 出典: 厚生労働省「2024(令和6年度)両立支援等助成金のご案内」>

上記は、中小企業のみ対象となっております。詳細は、厚生労働省HPをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています!

<https://my-naka.com/>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。